愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1055 号 (諮問第 1575 号)

件名:判決書の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 30 年 5 月 11 日

2 原処分

平成30年6月22日(一部開示決定)

愛知県警察本部長(以下「処分庁」という。)は、別表の1欄に掲げる文書 (以下「本件行政文書」という。)の一部開示決定において、同表の2欄に掲 げる部分を不開示とした。

3 審査請求

平成 30 年 7 月 11 日 原処分の取消しを求める。

4 諮問

平成30年8月31日

5 答申

令和5年5月29日

6 審査会の結論

処分庁が、本件行政文書の一部開示決定において、別表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例(平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。)は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、警察本部警務部監察官室において管理する、DV に関する特定の事案について、愛知県等を被告として提起された訴訟における判決書である。

処分庁は、別表の2欄に掲げる部分を同表の3欄に掲げる規定に該当す

るとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「条例第7条第2号に該当しない。」 と主張していることから、本件行政文書において不開示とされた部分(以下 「本件不開示部分」という。)が条例第7条第2号に該当するか否かについ て、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イから二までのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件不開示部分の条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

(ア) 事件番号

当審査会において検討したところ、民事訴訟法第91条に基づき、何人も裁判所書記官に対して、知り得た事件番号から訴訟記録の閲覧請求をすることができることから、事件番号を公にすることにより、当該事件が特定され、本件訴訟の当事者又は関係者である個人を識別することが可能となる。

よって、事件番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に該当するものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

(イ) 面会要領の詳細

当審査会において面会要領の詳細が分かる部分として不開示とした部分を見分したところ、面会交流の回数、日時、場所等の面会実施に係る詳細な内容が記載されていることが認められた。

これは、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当する。

(ウ) (ア)(イ)以外の開示しないこととした部分

当審査会において原告の氏名、住所、生年、婚姻年月日、職業、勤務期間、業務内容が分かる部分及び居住場所が分かる部分、原告訴訟代理人弁護士の氏名、被告の氏名、住所、生年、居住場所が分かる部分、被告(愛知県を除く)訴訟代理人弁護士の氏名、被告の子の氏名、生年月日、学校名、入学年、学校行事及び学校に係る状況の詳細が分かる部分並びに警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名として不開示とした部分を見分したところ、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 事件番号

訴訟記録の閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を 確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体 的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度におい て訴訟関係者のプライバシーが開示されることがあるとしても、この ことをもって直ちに、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続にお いて、一般的に公にすることが予定されているものと解することはで きない。

また、最高裁判所のウェブサイトに現に掲載されている情報については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、慣行として公にされている情報であると解すべきであるが、当審査会において事務局を通じて確認したところ、本件行政文書が最高裁判所のウェブサイトに掲載されている事実は認められなかった。

これらのことからすれば、不開示とした事件番号は、同号ただし書イに該当しない。

(イ) 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則第3条の2に定める警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号ただし書への適用を除外されているところ、処分庁が不開示とした部分は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員の氏名であることから、同号ただし書へに該当しない。

(ウ) (ア)(イ)以外の開示しないこととした部分

そのほか、(ア)(イ)以外の部分は同号ただし書イ、ロ、ハ及び二のいずれにも該当しないことは明らかである。

- エ したがって、本件不開示部分は、いずれも条例第7条第2号に該当する。
- (5) まとめ 以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

	T	
1 行政文書 の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした 根拠規定及び当該規定を 適用する理由
判決書	・事件番号 ・原告の氏名、住所、生年、婚姻年 月日、職業、勤務期間、業務内容が 分かる部分及び居住場所が分かる 部分 ・原告訴訟代理人弁護士の氏名 ・被告の氏名、住所、生年、居住場 所が分かる部分 ・被告(愛知県を除く)訴訟代理人 弁護士の氏名 ・被告の子の氏名、生年月日、学校	愛知県情報公開条例第 7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別 することができる、又は 特定の個人を識別することができないが、公にす とはできないが、公にすることにより、なお個人 の権利益を害するおそれがあるため。
	名、入学年、学校行事及び学校に係る状況の詳細が分かる部分 ・面会要領の詳細が分かる部分 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名	愛知県情報公開条例第 7条第2号に該当 警部補以下の階級にあ る警察官をもって充てる 職及びこれに相当する職 にある警察職員を特定で きる情報であるため